

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 4 日（金）第605号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定の解除	（森づくり推進課取扱い）	3
○肥料の登録の有効期間の更新	（経営技術課取扱い）	4
○ふ化業者の登録	（畜産振興課取扱い）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	5
○証紙販売人の指定の解除	（会計課取扱い）	5

公

告

○行政書士法に基づく懲戒処分公告	（市町村課取扱い）	5
○一般競争入札公告	（デジタル推進課取扱い）	5
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	9

告

示

鹿児島県告示第309号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、阿久根市、日置市、志布志市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 7 年 5 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに、森林病虫害等駆除実施

届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
	ヘクタール	本又は株		立方メートル	
実施地区又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第310号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和7年4月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和7年7月10日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

（別記様式）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実 施 期 間 年 月 日から 年 月 日まで	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
		人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年4月4日

鹿児島県知事

塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡徳之島町花徳字嶺地山田1094番，字上城1153番 3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第312号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1247号	令和10年4月22日	副産動植物質肥料	フィッシュソリユブル	窒素全量 6.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地
鹿児島県肥第1279号	令和10年5月17日	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

鹿児島県告示第313号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により，ふ化業者を次のとおり登録した。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第6の2号	令和7年3月25日	令和10年3月24日	株式会社カゴシマバンズ 霧島市国分広瀬1692番地36	株式会社カゴシマバンズ 財部ひなセンター 曾於市財部町南俣8250番地4
鹿ふ登第6の3号	令和7年3月25日	令和10年3月24日	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14
鹿ふ登第6の4号	令和7年3月25日	令和10年3月24日	鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社 鹿児島市鴨池新町15番地	鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社加治木ふ化場 始良市加治木町小山田4900番地

鹿児島県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 4 月 4 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字茅田1811番11地先内	前	17.0～21.3	9.2
			後	21.3～26.7	9.2

鹿児島県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 4 月 4 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字茅田1811番11地先内	令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県告示第316号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
鹿児島県防犯協会 理事長 塩田康一	鹿児島市鴨池新町10番 1 号	鹿児島市鴨池新町10番 1 号	令和 7 年 3 月 31 日

公 告

行政書士法に基づく懲戒処分公告

行政書士法（昭和26年法律第 4 号。以下「法」という。）第14条の規定により、次のとおり処分をした。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	事務所の所在地	登録番号	処分をした 年月日	処分の内容	処 分 の 理 由
夏迫和久	鹿児島市小山田 町9270番地	20461807	令和 7 年 3 月 14 日	3 月間（令 和 7 年 3 月 20日から同 年 6 月 19 日 まで）の業 務の停止	法第 1 条の 2 第 2 項 及び第10条違反

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

業務用パソコン等の賃貸借 1,106台

ア 知事部局契約分 804台

イ 県立病院局契約分 300台

ウ 工業用水道部契約分 2台

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 7 年 4 月 25 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 4 月 4 日から同年 4 月 14 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 5 月 14 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 5 月 15 日午前10時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室3-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 7 年 4 月 14 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては，記名したもの）の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
- (1) 入札に関すること
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－2393
ファックス番号 099－286－5527
 - (2) 契約に関すること
ア 知事部局契約分
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－2393
ファックス番号 099－286－5527
イ 県立病院局契約分
鹿児島県県立病院局県立病院課総務人事係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－2813
ファックス番号 099－286－5566
ウ 工業用水道部契約分
鹿児島県工業用水道部工業用水課管理係
鹿児島市平川町5681番 1 号 郵便番号 891－0133
電話番号 099－230－0630
ファックス番号 099－230－0631
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease of laptops and tablets for business purposes:1,106
 - a Prefectural Governor's Office:804
 - b Prefectural Hospital Bureau:300
 - c Industrial Water Supply Management Department:2
 - (2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2025

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 14 May 2025

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

a Regarding Bidding

Digital Promotion Division,
Policy Planning and Coordination Department,
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393
FAX 099-286-5527

b Regarding Contracts

(a) Contracts for the Prefectural Governor's Office

Digital Promotion Division,
Policy Planning and Coordination Department,
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393
FAX 099-286-5527

(b) Contracts for the Prefectural Hospital Bureau

Prefectural Hospital Division,
Prefectural Hospital Bureau,
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2813
FAX 099-286-5566

(c) Contracts for the Industrial Water Supply Management Department

Industrial Water Supply Management Division,
Industrial Water Supply Management Department,
Kagoshima Prefectural Government
5681-1 Hirakawacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-0133 Japan
TEL 099-230-0630
FAX 099-230-0631

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 4 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1 工区）

西之表市鴨女町51番の一部、52番1の一部及び180番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

西之表市西之表7612番地

西之表市長 八板俊輔